平成２２年（フ）第１３４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山164番地８
債務者　岩脇　　司
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４０号
盛岡市山王町10番６―706号
債務者　大崎　博子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４２号
盛岡市箱清水１丁目33番12号、旧住所岩手県一関市赤荻字下谷地118番地６
債務者　池田由美子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４４号
盛岡市青山２丁目８番８号
債務者　高橋　一喜
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南荒巻28番地157
債務者　呉　　玉玲
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６５号
埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯ　ＳＳＳ所沢寮
債務者　小嶋　　昇
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６号
埼玉県川越市旭町１丁目４番地15　カスヤビル302号室
債務者　清水　康平
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００号
埼玉県狭山市つつじ野１番17―506号
債務者　越戸さつき
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１０号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘353番地12　ハイムナカマル101号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷345番地１　ライオンズマンション鶴ヶ島107号
債務者　小林　安和
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１１号
埼玉県川越市大字南大塚1225番地１　ユーハウス１―301号室
債務者　野倉　　豊
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１２号
埼玉県川越市大字南大塚1225番地１　ユーハウス１―301号室野倉豊方、住民票上の住所埼玉県狭山市新狭山２丁目15番地の15　メゾン新狭山101
債務者　宇田加寿美
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地３街区４棟105号
債務者　鹿毛　利光
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１４号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地３街区４棟105号
債務者　鹿毛　利江
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１５号
埼玉県川越市諏訪町17番地６　コーポデュプルⅡ202号室、前住所埼玉県ふじみ野市西１丁目３番16号　グランドソレイユ203
債務者　前野由美子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２２号
埼玉県ふじみ野市滝２丁目１番地58　ハイツゆうき201号室
債務者　宮崎　龍一
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３６号
埼玉県川越市砂新田２丁目３番地２　マルハンダイヤモンドマンション303号室
債務者　小野八重子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部